

申請日・申請区分(新規・変更・更新)

ケース1: 申請年月日が提出日と合っていない

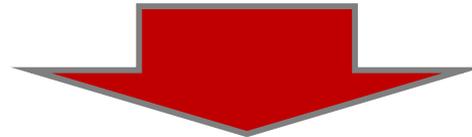
【申請時の留意点】

- ・ 申請日は書類提出日（オンライン申請はデータ送信日）としてください。
- ・ 極端にずれているものなどは、審査窓口において提出日に修正します。
- ・ 申請時点で、既存の許可証の許可期間を満了している場合は、新規申請となります。
（ケース3を参照）

ケース2: 更新申請なのに、通行経路が不連続となっている

【問題点】

- ・ 道路情報便覧の登録内容が新規路線登録や既存内容の変更により変わっているのに、期間更新の場合に前回の許可データをそのまま使用している



【申請時の留意点】

- ・ 最新の道路情報便覧付図表示システムにより、作成してください。
- ・ 申請データの提出前に、必ず経路算定を行い、経路が連続しているか確認して下さい。
- ・ 不連続の場合、差戻します。
（申請書提出前の「簡易算定機能」の活用を参照）

ケース3:更新・変更の申請区分が誤っている・内容が確認できない

【申請時の留意点】

①更新申請

- ・許可期間以外で前回の許可証と異なる項目がある
(出発地・目的地の場所、途中経路、重量・寸法、車両の台数・ナンバーなど)
→差戻しますので、改めて期間以外の変更が必要か確認の上、変更がある場合は申請区分を変更に直して、変更となった箇所や内容を整理・明示して再提出してください。
- ・申請時点で許可期間が切れている
→差戻しますので、新規で付属書類を添付し再提出して下さい。※申請後に期間満了したものは除く

②変更申請

- ・変更箇所が不明で確認できない
→変更内容がプルダウンメニューに無いor複数該当する場合、「その他」を選択して、「具体的な変更事由」及び「前回許可証の許可番号」の情報提供をお願いします。
- ・更新時期が到来していないのに、変更と併せて許可期間も更新されている
→既許可を超える期間があるため、全経路分の審査が必要となり手数料が発生します。

例：H26.10.1～H28.9.30までの許可で、H27.8.1に1経路の変更申請。申請書記載の許可期間が

- ・H27.9.1～H28.9.30（前回許可期間の範囲外なし）→変更経路のみの審査・協議で終了
- ・H27.9.1～H29.8.31（ // 範囲外あり）→全経路の審査・協議を実施
(H28.10.1～H29.8.31の期間が、前回の審査・協議対象外のため)

【参考】申請区分の定義

(S53.12.1道路交通管理課長通達「特殊な車両の通行の許可に関する事務の具体的処理について」抜粋)

1(3)(中略)

なお、更新とは、許可期間のみを更新する場合をいい、変更とは車両台数の増以外の変更で更新以外のものをいう。

※新規の定めは無いが、更新及び変更以外の全てと解する。変更の例は、車両の交換（車両の買い換え等）、車両台数の減少（包括申請の場合）、申請者の変更、経路の変更、会社名の変更等。また、積載物の変更や積載物重量の増、車種区分の修正は新規。

包括申請時の車種区分

ケース4:一つの申請で、異なる車種のセミトレーラが混ざっている

【問題点】

- ・ 包括申請によることができるものは、「車種（軸種が同一のもの）」「積載貨物」「通行経路」「通行期間」の4つが同一であることが必要。
- ・ しかし、車種選択で「一般セミトレーラ（その他）」を選び、異なる車種や貨物を一緒にの申請としているため、確認・差戻しに時間を要している。

【申請時の留意点】

- ・ 複数車種の混在した包括申請は差戻します。車種毎に申請を分割してください。

住所(丁目番地) 北5条4丁目
住所(ビル名) 札幌第1合同庁舎
市外局番 局番 番号
電話番号
申請担当者 申請を行う担当者の情報を入力
部署名
担当者名(漢字)
電話番号
FAX番号
メールアドレス
申請車両
申請車種
事業区分
申請車両台数

車種を選択してください
トラック
建設機械類
一般セミトレーラ(バン型)
一般セミトレーラ(タンク型)
一般セミトレーラ(幌枠型)
一般セミトレーラ(コンテナ型)
一般セミトレーラ(自動車運搬用)
一般セミトレーラ(あおり型)
一般セミトレーラ(スタンション型)
一般セミトレーラ(船底型)
一般セミトレーラ(その他)
重セミ
海上コンテナ(8'6)
海上コンテナ(9'6)
海上コンテナ(その他)
ポルトレーラ
フルトレーラ
フルトレーラ(タンク型)
フルトレーラ(幌枠型)

※申請車種を変更した場合は必
◎左記(新規開発車両、新規格車)

レーラ [] 台

上図:申請支援システムの入力画面

【参考】車種区分の定義

(S53.12.1道路局長通達「車両の通行の制限について」抜粋)
第二(四)3 特殊な車両の通行の許可に係る複数の車両について、その車種、積載貨物、通行経路及び通行期間が同一である場合においては、それらの車両について、それぞれ申請書を提出させることを省略し、1の申請書により申請させることができること。

(S53.12.1道路交通管理課長通達「特殊な車両の通行の許可に関する事務の具体的処理について」抜粋)

1(4) 申請書の車種区分欄の記入は以下の区分によること。(中略)
なお、次に該当するものは()書で付記すること。

(イ)新規 (ロ)適合 (ハ)バン (ニ)タンク (ホ)幌枠 (ヘ)コンテナ
(ト)車運搬

(7) (中略) 包括申請において同一の車種とは、車両の諸元に関する説明書に例示してある車種区分によるものとし(以下略)

※ 包括申請は合成車両で審査するため、個別に申請するより、条件が厳しくなったり、不許可になったりする場合があります

積載貨物の分類・品名について

- 積載貨物の幅・高さ・長さは、貨物を積載した状態における積載貨物自身の幅、高さ、長さを入力してください。

分類	品名	分類	品名	
車両 (自走式)	トラッククレーン	機械製品	産業機械 (プラント機械、工作機械、金属加工機械、機械架台等)	
	トラッククレーン以外の建設機械		保線用機器	
	バス		回転炉等	
	オフロードダンプ		その他 (タンク、溶接機)	
	電源車		揮発油 (ガソリン、軽油、灯油等)	
	空車	液化製品 (LPガス、水素、酸素等)		
	その他	石油製品	その他 (フェノール、ポリエステル樹脂、魂用粉末添加剤、石油化学製品等)	
車両 (トラック/トレー積載)	建設機械	電気製品	発電機	
	商品自動車		変圧機等	
	電源車体		ポンプ	
	その他		送風機	
海上コンテナ (ボックス)	電線ケーブル、ドラム			
コンテナ	海上コンテナ (タンク)	鋼製品	家電製品	
	国内コンテナ		その他	
	JRコンテナ		原木	
	変更 (※を参照)		製材品	
			植木	
鋼製品	鋼橋桁等	木材	その他	
	鋼管		食料品	農産物
	鋼矢板			水産物
	レール	飼料		
	形鋼 (H型、アルミ、鉄管等)	その他		その他
	厚板 (鋼、アルミ)	コイル (鋼、アルミ)	セメント	
	その他 (鋼製容器、鋳鍛鋼品)	コンクリート橋桁	ロールペーパー (巻紙)	
コンクリート製品	コンクリート杭	空車	その他	
	プレハブ建築部材		電柱	
	電柱		ボックスカルバート	
	ボックスカルバート		ヒューム管	
	ヒューム管		その他	
	その他			

※コンテナの積載貨物品“品名”の変更 (平成27年6月より細分化)

分類	品名		備考
	現行	改修後	
コンテナ		海上コンテナ (ボックス・20ft)	追加
		海上コンテナ (ボックス・20ft (30.48t 対応))	追加
		海上コンテナ (ボックス・40ft)	追加
		海上コンテナ (ボックス・40ft (30.48t 対応))	追加
	海上コンテナ (ボックス)	海上コンテナ (ボックス・その他)	名称変更
		海上コンテナ (ボックス・その他 (30.48t 対応))	追加
		海上コンテナ (タンク・20ft)	追加
		海上コンテナ (タンク・40ft)	追加
	海上コンテナ (タンク)	海上コンテナ (タンク・その他)	名称変更
	国内コンテナ	国内コンテナ	現行どおり
JRコンテナ	JRコンテナ	現行どおり	

既存の申請データを読み込んだ際のコンテナの品名は、
 ・海上コンテナ (ボックス)
 ・海上コンテナ (タンク)
 はそれぞれ以下のように自動変換されますので、適宜変更を行って下さい。
 ・海上コンテナ (ボックス・その他)
 ・海上コンテナ (タンク・その他)

積載貨物自身の幅、高さ、長さを入力します。

